

想続だより

感謝の気持と譲る心の大切さ



一般社団法人

相続サポートセンター

横浜戸塚店

南林間店

何からはじめればいいの？

相続手続きのフローチャート

当センターに問い合わせの中で多いのが、相続の手続きって何からはじめればいいのですか？またどんな流れになるのですか？という手続一般に関するものです。そこで今回は相続の手続きの流れについて説明します。

まずは遺言の有無を確認！

ご遺言のある場合

まず、ご遺言が自筆証書遺言か公正証書遺言によって手続きが変わってきます。自筆証書遺言である場合、遺言がない場合と異なり、遺産分割協議は必要ありません。しかし、法定相続人の確定をした上で、家庭裁判所に検認の申立てをする必要があります。検認がすんでいない自筆証書遺言では、名義変更や各種手続きをすることができません。これに対し公正証書遺言の場合、財産調査をしたら、すぐに名義変更や各種お手続きをすることができます。検認手続きも不要で、法定相続人を確定する必要もなく、さらに共同相続人全員の話し合いによる遺産分割協議も必要ありません。

ご遺言のない場合

①法定相続人の確定

お亡くなりになった方の出生時の戸籍から死亡までの戸籍を取得し、相続人の現在の戸籍を取得することで法定相続人を確定します。戸籍の収集には数ヶ月かかることもあります。

②財産調査

どこの金融機関にいくらあったかとか、不動産を持っていたかなどを確認します。

③遺産分割協議

共同相続人全員の話し合いにより遺産を分割する手続きです。

協議の成立には、共同相続人の全員の意思の合致が必要です。分割の内容は法定相続分に関係なく、共同相続人が自由に定めることができます。

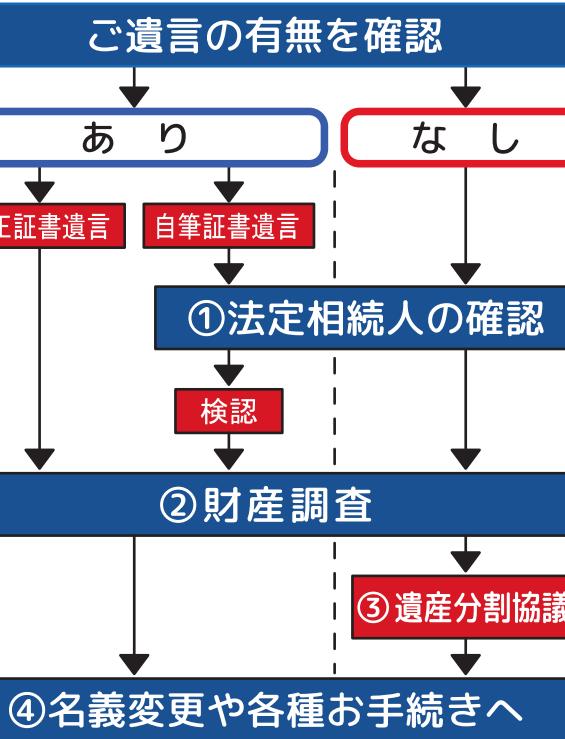
遺産分割協議が終わると、共同相続人全員が署名し実印で押印した書面を作ります（遺産分割協議書の作成）。

④名義変更や各種お手続き

遺産分割が確定したら、今度は実際に遺産を処理する手続きを行います。

代表的なお手続きは、被相続人が所有していた不動産や預貯金などの名義の変更手続きです。

その際には、一般的に、相続人確定で集めた戸籍全てと遺産分割協議書と共同相続人全員の印鑑登録証明書が必要となります。また、相続財産が相続税の基礎控除額を超えている場合には相続開始後10ヶ月以内に相続税の申告手続きが必要となります。



このように相続手続きは、多岐にわたるため専門家によるサポートが必要となります。どうぞお気軽に当センターまでお問合せください。



相談員のつぶやき



相続のお手伝いをさせて頂いております、新人相談員のKです。

相続の仕事に携わって5ヶ月目を迎えました。

日々新しい出来事に遭遇しています。「ずっと悩んでいたけれど、もっと早く来ればよかった。」

無料相談を受けて喜ばれていらっしゃるお客様のことばで、お役に立てていることを感じとても嬉しくなります。

本当にお辛そうな方が、道が開けて今後の方針が決まっていくと、とてもほっとされた表情をなさいます。この仕事をしていて良かったと感じる瞬間です。

ご家族の相続が発生してしまうと悲しみと同時に行なわなければいけないたくさんの手続きに追われます。周りに知識を持った方がいらっしゃればアドバイスをもらえるでしょう。

でも、相続の手続きは複雑で何回も経験するものではなく初体験。あるいは2回目となるのです。

そんな時どこに相談したらよいかわからなかった。と良くお聞きします。

私たち「相続サポートセンター」は相続に関するお悩みなら、幅広くお受けして専門家にお繋ぎできます。ちょっと困ったらお気軽に無料相談にお越しいただけたらと思います。

どんな手続きをどのようになさればよいか聞かれるだけでも気分はすっきりされるはずです。

そして、とても大事に感じていることは、相続には事前準備が必要な事です。

今まで、財産の分け方は引き継ぐご家族が考えていましたが、それだと不公平感を生み、ご家族が仲違いをするケースも多くありました。

また、ご遺言があれば、お一人で手続きできたものが、複数の相続人で遺産分割協議書を作成しなければいけなくなり、ご苦労されていらっしゃるケースも多いです。

残す立場の方が、分け方をしっかり決めてあげて、公正証書遺言で残すことがどれほど相続される方の気持ちを楽にし、手続きも簡単になることをお伝えしたい気持ちでいっぱいです。

ご準備を万全にご自身の生き方を見つめて、よりよいマイストーリーを描いていただきたいです。



すべてのコーディネーターが「相続アドバイザー養成講座」の規程講習を修了いたしました。



先日、当センターも賛同しておりますNPO相続アドバイザー協議会の主催する「第34期相続アドバイザー養成講座」が終了しました。

当センターではすべてのコーディネーターが規定講習を修了しご相談者様へのサポート体制も随時強化しております。

今後も様々な研修等をとおして、皆さまへよりよいサポートをご提供できますようスタッフ一同励んでまいります。



一般社団法人

相続サポートセンター

相続サポートセンター

検索

www.so-sapo.jp

まずはお気軽にご連絡ください。



0120-3715-40

